

## ひとり親世帯に臨時特別給付金を給付

－離婚等による未受給世帯を救済します－

国の「子育て世帯への臨時特別給付金」は、令和3年9月分の児童手当受給者が支給対象者となりますが、基準日である令和3年9月30日以降に離婚した場合等で、実際に子どもを養育している親に給付金が届いていないケースが明らかになっています。

このようなケースに対し、自治体に検討を要請する旨の首相発言が1月20日にあったことを受け、燕市では、子どものために使っていただくという本来の趣旨に則り、離婚等により給付金を受給していない方に子ども一人当たり10万円を支給することとし、1月26日の市議会臨時会で予算措置を行いました。

今後は国の動きを注視し、独自の給付も視野に入れつつ準備を行ってまいります。

### 【子育て世帯への臨時特別給付金支給の概要】

1. 支給対象者：基準日（令和3年9月30日）以降に離婚等によりひとり親家庭となった方で、実際に子どもを養育しているにも関わらず、子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない方。
2. 支給額：対象児童一人当たり10万円
3. 予算額：5,109千円（1月26日市議会臨時会補正）
4. 申請手続：詳細は、国の動向により決定した上で、市ホームページでご案内します。また、対象となり得る世帯（児童扶養手当受給者）には、個別に案内を送付します。

※国が本制度の見直しを行うことが報じられておりますので制度改正等があるものと見込まれますが、制度改正が行われない場合でも対応できるよう、市としても事前に支給体制を整えておくものです。

本件についてのお問い合わせ先  
健康福祉部 社会福祉課：大西  
電話：0256-77-8186（直通）